

「那覇港湾施設代替施設建設事業に係る計画段階環境配慮書」  
に対する環境大臣意見

那覇港湾施設代替施設建設事業（以下「本事業」という。）は、沖縄防衛局（以下「事業者」という。）が、那覇港湾施設の移設・返還を進めるため、沖縄県浦添市沖合の那覇港内において、約 49ha の公有水面を埋め立て、防波堤の整備等を行うものである。

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は那覇港内の浦添ふ頭地区の沖合に位置しており、想定区域の一部の区域は都市計画法に基づく商業地域、第二種中高層住居専用地域及び準工業地域に指定されており、他事業による埋立てや建設等も計画されている。

また、想定区域及びその周辺には、藻場、干潟及びサンゴ群集が分布し、これらを基盤環境とした海域生態系が成立しており、高被度のサンゴ群集が見られるほか、「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月環境省）に絶滅危惧 I 類として掲載されているホソエガサ等の海藻類、絶滅危惧 I B 類として掲載されているタナゴモドキ等の魚類、絶滅危惧 II 類に掲載されているアジサシ類、シギ、チドリ類等の鳥類、ヒロオウミヘビ等の爬虫類、リュウキュウアサリ等の水生貝類等が生育・生息している可能性がある。さらに、想定区域及びその周辺の一部は、特に種の生活史における重要性及び脆弱性、感受性又は低回復性の観点から、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として抽出されている。

加えて、想定区域の東側に位置するカーミージー及びその周辺海域は、地域住民の憩いの場、環境教育の場、レクリエーションの場として活用されているほか、地元関係者による自然環境の再生の取組も実施されている。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

## 1. 総論

### (1) 対象事業実施区域の設定

代替施設、作業ヤード、付帯施設（取付部）及び防波堤等（以下「代替施設等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

### (2) 累積的な影響

想定区域及びその周辺では、他事業による埋立てや建設等も計画されていることから、騒音、水環境、動植物及び生態系に係る累積的な影響が懸念される。

このため、環境影響評価図書等の公開情報を収集するなど、想定区域及びその周辺の他事業の計画に関する情報の収集に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、工事工程及び環境保全措置等を検討すること。

### (3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

### (4) 事業計画の見直し

上記(1)から(3)までのほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直しを含む事業計画の見直しを行うこと。

### (5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (6) 事後調査等

ア 以降の手続において、環境影響に係る予測の不確実性が大きいと考えられた場合、講ずる環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考えられた場合、工事中又は供用後の環境の状況に応じて環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると考えられた場合等には、工事中及び供用後の環境の状況を把握するための事後調査等の実施について検討すること。

イ 上記アの検討の結果、事後調査等を実施する場合には、これを適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に検討すること。

ウ 上記イの追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。

エ 事後調査等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

オ 本事業の工事が長期にわたる場合には、上記エの報告書の作成とは別に、工事中において上記のイ及びウの検討内容や結果について適切な時期に公表すること。さらに、供用後においても、環境保全措置、事後調査等の結果等の公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 建設機械の稼働に係る騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、都市計画法に基づく商業地域、第一種住居地域及び第二種中高層住居専用地域に指定されている区域があり、建設機械の稼働に係る騒音による影響が懸念される。

このため、本事業の更なる検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、低騒音型の建設機械の採用、仮囲いや防音シートの設置等の遮音対策について検討を行い、建設機械の稼働に係る騒音による影響を回避又は低減すること。

## (2) 水環境に対する影響

本事業の実施に伴い、沖縄県浦添市沖合の那覇港内において、約49haの公有水面を埋め立て、防波堤の整備等を行うことにより、潮流や潮汐が変化することが見込まれることから、水環境への影響が懸念される。

このため、本事業の更なる検討に当たっては、水環境に関する調査を行い、詳細な潮流、潮汐、水質及び土砂堆積シミュレーションにより各水深における影響を定量的に把握するよう努めた上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、水環境に対する影響を回避又は低減すること。

## (3) 動植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、藻場、干潟及びサンゴ群集が分布し、これらを基盤環境とした海域生態系が成立しており、高被度のサンゴ群集が見られるほか、「環境省レッドリスト2020」に絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているホソエガサ等の海藻類、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているタナゴモドキ等の魚類、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアジサシ類、シギ、チドリ類等の鳥類、ヒロオウミヘビ等の爬虫類、リュウキュウアサリ等の水生貝類等が生育・生息している可能性がある。さらに、想定区域及びその周辺の一部は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として抽出されており、生物多様性の保全上重要度の高い海域であることから、本事業の実施による想定区域における埋立てに伴う直接改変及び水環境の変化により、動植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、本事業の更なる検討に当たっては、最新の知見及び専門家の助言等を踏まえ、動植物及び生態系への影響を回避又は低減する観点から、以下の事項に取り組むこと。

ア 工事中における水の濁り、代替施設等の存在による潮流、潮汐、水質及び土砂堆積の変化等による藻場、干潟及びサンゴ群集への影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、適切な環境保全措置を検討すること。

イ 藻場、干潟、サンゴ群集及び海生生物の生息・生育にとって重要な基盤環境等、生物多様性の保全上、重要な自然環境のまとまりの場が存在する区域を明らかにした上で、代替施設等の整備による改変区域を最小限とするとともに、工事により生じうる海生生物に係る環境影響についても回避又は低減すること。

ウ 潮流、潮汐等の水環境の変化による藻場、干潟及びサンゴ群集の生息・生育への影響が低減されるよう、代替施設等に海水の通水機能を持たせることなどを含め、検討を行うこと。また、サンゴ類の移植を検討する場合には、サンゴ類が定着しやすい構造となるよう工夫することなどを含め、検討すること。

エ 海藻類や海草類、サンゴ類等の希少な種が改変区域で確認された場合には、これらへの影響の回避又は低減を検討すること。環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、サンゴ類の移植等の代償措置の実施時期、場所、方法等について慎重に検討を行い、当該措置を適切に講ずること。

オ 特定外来生物を始めとする侵略的外来種の非意図的侵入・拡散を防ぐよう、十分留意すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場への影響

想定区域の東側に位置するカーミージー及びその周辺海域は、地域住民の憩いの場、環境教育の場、レクリエーションの場として活用されているほか、地元関係者による自然環境の再生の取組も実施されている。

このため、本事業の更なる検討に当たっては、これらの活動への影響についても、調査、予測及び評価を行うとともに、地元関係者との調整を十分に行い、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減すること。

(5) 廃棄物等

本事業の実施により廃棄物等が発生することが想定されることから、本事業の実施に伴い発生する廃棄物等の発生量を抑制するとともに、できる限り再資源化し、最終処分量を抑制すること。

(6) 温室効果ガス

2050年カーボンニュートラル実現に向け、本事業の工事に伴う温室効果ガスの排出をできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの活用を検討するなど、本事業全体を通じての脱炭素化についても検討すること。